

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 20 号

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市消防関係手数料条例（平成 22 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項第 5 号ア中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に改め、同号イ中「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に改め、同号ウ中「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に改め、同号エ中「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に改め、同号オ中「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に改め、同号カ中「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に改め、同号キ中「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に改め、同号ク中「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改め、同表 29 の項第 2 号中「いう。」の次に「以下この項、」を、「定める額」の次に「（当該移動式製造設備について液石法第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6, 000 円）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。